

宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員名簿

資料 1

(任期：平成 29 年 6 月 1 日～平成 31 年 5 月 31 日)

区分	No.	氏名	役職名等	備考
社会教育 の関係者 (センター 一代表者)	1	はせがわ きょうこ 長谷川 京子	宇都宮パーチメントクラフトクラブ・おりがみサークル代表 (中央生涯学習センター)	
	2	たけうち りつ 竹内 律	陽東地区まちづくり協議会事務局長 (東生涯学習センター)	
	3	ひわたし えいこ 日渡 英子	桜地区婦人防火クラブ会長 (西生涯学習センター)	
	4	かねだ さだお 金田 貞夫	緑が丘地域まちづくり協議会会長 (南生涯学習センター)	
	5	いまい のぶゆき 今井 信行	平石地区まちづくり協議会副会長 (平石生涯学習センター)	
	6	いしい けんじろう 石井 健二郎	清原地区自治公民館連絡協議会会長 (清原生涯学習センター)	
	7	たかおか たかこ 高岡 耕子	横川地区地域内交通運営委員会事業部長 (横川生涯学習センター)	
	8	いけだ ふみお 池田 文男	城山地区コミュニティ協議会会長 (城山生涯学習センター)	
	9	ほんだ ちかこ 半田 千佳子	国本中学校魅力ある学校づくり地域協議会コーディネーター (国本生涯学習センター)	
	10	いけだ ひろし 池田 裕	富屋地区連合自治会会長 (富屋生涯学習センター)	
	11	さかもと のぼる 坂本 登	豊郷地区連合自治会会長 (豊郷生涯学習センター)	
	12	たむら しゅういち 田村 秀一	姿川地区まちづくり協議会事務局長 (姿川生涯学習センター)	
	13	いなば ゆたか 稲葉 豊	雀宮地区まちづくり推進協議会会長 (雀宮生涯学習センター)	
	14	こばやし よしたか 小林 好孝	ライフアップセミナーin かみかわち運営委員会委員長 (上河内生涯学習センター)	
学校教育 の関係者	15	いくた おきむ 生田 敦	宇都宮市立上戸祭小学校長 (小学校長会)	
	16	たるい ひさし 樽井 久	宇都宮市立晃陽中学校長 (中学校長会)	
学識経験 を有する 者	17	にしだ なおき 西田 直樹	作新学院大学女子短期大学部教授	
	18	まるやま じゅんいち 丸山 純一	文星芸術大学美術学部教授	
教育長が 相当と認 めた者	19	こやの かずひこ 古谷野 和彦	公募 (宇都宮市講座企画・運営ボランティアスタッフ)	
	20	しのぶき ゆま 篠崎 由紀	公募 (草月流いけばな講師)	

## 宇都宮市生涯学習センター運営審議会について

### 1 審議会の役割について

当審議会は、社会教育法第29条に基づく公民館運営審議会として、生涯学習センター事業の企画実施等について調査審議していただく機関です。

生涯学習センターの運営等に対していただいたさまざまな助言・提言を貴重な市民の声、または新たな知見として生涯学習センターの事業運営に役立てております。

### 2 審議会について

#### (1) 委員構成

委員定数 20名

【内訳】	① 社会教育関係委員	14名
	② 学校教育関係委員	2名
	③ 学識経験委員	2名
	④ 公募委員	2名

#### (2) 任期

2年（平成29年6月1日～平成31年5月31日まで）

### 3 今年度の主な審議内容について

- ・平成28年度事業運営の評価について
- ・平成29年度生涯学習センター事業運営の考え方について
- ・平成29年度生涯学習センター事業計画について
- ・その他（生涯学習センターの企画・運営に関して適宜、意見聴取）

### 4 今年度の会議開催スケジュールと議事について

- ・第1回 平成29年7月19日（今回）
- ・第2回 平成29年10月（予定）
  - (1) 平成30年度生涯学習センター事業運営の考え方について
  - (2) 平成30年宇都宮市成人式について
  - (3) 平成29年度生涯学習センター文化祭について
- ・第3回 平成30年2月（予定）
  - (1) 平成30年度生涯学習センター事業計画について
  - (2) その他、年度内に実施した事業の報告等

## 正副委員長の選出について

宇都宮市生涯学習センター条例施行規則第8条の規定に基づき、委員長及び副委員長を選出するもの

委員長

---

副委員長

---

**【宇都宮市生涯学習センター条例施行規則】（抜粋）**

（宇都宮市生涯学習センター運営審議会の委員長及び副委員長）

第8条 宇都宮市生涯学習センター運営審議会（以下「審議会」という。）に、委員長及び副委員長を置き、委員がこれを互選する。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員長及び副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、審議会の所掌事務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平24教委規則7・旧第9条繰上・一部改正）

## 関係協議会への委員の推薦等について

## ○ 栃木県公民館連絡協議会の役員等

- ・ 栃木県内の公立公民館で組織する会であり、公民館活動の振興発展に寄与することを目的としている。
- ・ 協議会には、総会（役員、評議員が参加）、役員会（会長、副会長、理事が参加）があり、今回、評議員について1名選出依頼がきている。
- ・ また、この協議会には、館長部会、主事部会、公民館運営審議会委員部会を置くこととなっており、今回、公民館運営審議会委員部会の委員として2名の選出依頼がきている。
- ・ 栃木県公民館連絡協議会では役員の任期を1年と定めているが、生涯学習センター運営審議会からの選出に際しては当該審議会の任期と合わせて2年間継続で依頼している。

## 〔選出する委員〕

## ◇ 評議員

---

委員

## ◇ 公運審委員部会

---

委員

---

委員